



呂6
號460
卷12

蝦夷風俗彙纂後編卷二目次

○給與

年中蝦夷人へ賜物書上

オムシヤの節運上家より蝦夷人へ賜物書

上

土人御取立并役替退役被仰付候節運上家

より賜物書上

蝦夷人介抱書上

役土人給料并雇土人給料書上

十勝場所雇蝦夷人給代書上

新冠御場所川渡守給代書上
リクンカモイ取獲る者手當の事
調役見廻の節蝦夷人へ被下物の事
有珠山噴火又付退去蝦夷人手當の事
老夷手當の事

取締方行届蝦夷人へ被下物の事
撫育方法の事

錢通用の事

○家屋

居家經營總說等の事

- 木材伐出の事
繩の事
建築の事
屋根を葺事
徒居の事
物置并鼠を防ぐ事
寢所の事
産屋入口の事
擇捉家屋の事
唐太家屋の事

オロツコ家屋の事

蝦夷風俗彙纂後編卷二 目次終

蝦夷風俗彙纂後編卷二

一
音訛

二 盆

○ 紿與

三 盆

○ 年中蝦夷入^レ賜物書上

公土入^レ

一 清酒

五 合

一 濁酒

四 日平合

五 合 宛^トテ 異聲^{シテ}

一 切餅

七 ツ

役土人^レ

一 膳部

正 合 宍

異聲^{シテ}土入^レ

一清酒 二合五夕
一濁酒 五合宛 男女總土人へ
一切餅 五つ

右ハ正月四日年始祝儀として差遣出

一清酒 三盆
一濁酒 二盆宛
一白米飯 三盆

役土人へ

一清酒 二盆
一濁酒 二盆宛

男總土人へ

古ニ白米飯 正日中二盆
一濁酒 五合 宿人へ
一清酒 一盆 平土人へ
一濁酒 二盆 宿人へ
一白米飯 二盆 宿人へ
一清酒 一盆 宿人へ
一濁酒 二盆 宿人へ
一白米飯 二盆 宿人へ
一白米飯 二盆 宿人へ

右ハ正月十一日船祝其節差遣出

合土入へ

一濁酒 五升

居合土人へ

一清酒 五合 宛

役土人へ

一濁酒 五合 宛

役土人へ

一清酒 五合 宛

役土人へ

一清酒 一盃 宛

平土人へ

一濁酒 五合 宛

平土人へ

一清酒 一盃 宛

役土人へ

一濁酒 五合 宛

役土人へ

一清酒 一盃 宛

役土人へ

一濁酒 一盃 宛

役土人へ

一清酒 一盃 宛

役土人へ

一濁酒 一盃 宛

役土人へ

一清酒 一盃 宛

役土人へ

一濁酒

五合宛

平土人へ

右ハ十二月煤拂の節差遣を

一清酒

五合

宛

一濁酒

五合

宛

右ミ松迎此節役土人并松迎の土人へ祝として差遣を

一清酒

二盃

一濁酒

五合宛

一白米飯

三盃

役土人へ

一清酒

一盃

一濁酒

五合宛

一白米飯

三盃

平土人へ

右ハ大晦日年越祝として差遣を

一清酒

五合

宛

一濁酒

五合

宛

右ミ春鮓漁網卸此節爲祝差遣を

一清酒

五合

宛

右ミ鮓漁網卸の節爲祝差遣を

一濁酒

五合

宛

一清酒 五合 宛

役土人へ

一清酒 一盃 宛

平土人へ

一濁酒 五合 宛

役土人へ

右ハ春秋支配人番人上下の節爲祝差遣也

一清酒 四升入一樽

役土人へ

右モ辨才船下の節爲潤祝差遣也

一清酒 五合 宛

男女雇總土人へ

一濁酒 五合 宛

男女雇總土人へ

右モ春漁事仕舞の節差遣也

一濁酒 五合 宛

同上

右モ薪伐出仕舞の節手當差遣也

一清酒 一盃 宛

男女總土人へ

右ハ神事祭禮の節差遣也

一清酒 四升

一濁酒 一升

右モ熊取獲の節山獵土人へ爲祝差遣也

一清酒 一盃

一濁酒

五合

男女雇土人へ

右モ鮭鮒初漁の節爲祝差遣モ

一清酒

一升

一煙草

一把

一白木綿

取合五尺ワ

右ハ土人出生比節爲祝差遣モ

一玄米

一升

一清酒

一升

一白木綿

五尺

一煙草

一把

右モ土人死去の者爲香典差遣モ

一米

一俵

一大蒜

一俵

右ハ鰥寡孤獨のも比手當差遣モ

一白米飯

三盃

一味噌

添

右ハ病人モ土人ヘ番人差遣モ其手當

右の通候一軒モ草二疋家モ外賤夷入一人一疋

嘉永三年戊八月

磯谷運

上

家

蝦夷雜書

木々ノ事文外賤夷申候。諸番來賤夷入一疋

○後卷二

オムシヤ及役儀申渡の節從來蝦夷人へ差遣申品書

一酒五升入一樽并煙草二把宛を。役蝦夷人一人へ差遣申候

但役蝦夷人共へ御法度の趣申渡し。總乙名脇乙名小使共へ夷盃よて上酒二盃づ。御詰合様より被下置候積申渡支配人よう爲飲申候。外ふ番船着祝義として通詞よう又二盃宛爲飲申候。此外汁平皿添膳部よて飯二盃づ。與へ申候一平蝦夷人へも清酒一盃濁酒一盃宛爲飲申候

一女の子并セ力チへハ清酒汁椀よて一飯一盃づ。差遣申候。其外蝦夷人一同へ清濁酒等夫々貸附爲飲申候

一當御塲所へ荷物積取マ船相下マ候節也。右祝として清酒二升入一樽濁酒二斗入一樽。船々入津度毎よ。差遣し申候仕來よ御坐候

一蝦夷人役儀申渡候節也。清酒三升或ハ小樽半樽位。差遣申候

一春漁取掛リの節也。網卸祝儀として圖合船一艘よ付。酒二升濁酒二升入一樽づ。夷人共へ差遣申候

○ 德卷二

一春商賣仕舞^ハ節^モ清酒二升入一樽。濁酒一樽。祝義として差遣申候

右の通無相違御座候以上

卯四月

御 詰 所

磯谷舊場所

支配人 某

○オムシヤの節運上家より蝦夷人へ賜物書

上

一玄米

八升入二俵

一糲

四升

宛

一清酒

四升

役土入三人へ

一地廻り煙草

二把

一玄米

八升入一俵

一糲

二升 宛

一清酒

二升 宛

一地廻り煙草

二把

一清酒

二升 宛

一濁酒

一升 宛

一白米飯

一盃

給與

後卷二

八

○ 律卷五

右品そ例年秋運上家よて。オムシヤの節土人一統へ遣候

萬延元申年

磯谷 運上家

蝦夷雜書

○ 土人御取立。并役替退役被仰付候節。運上家より賜物書上

一清酒 四升入一樽

一土人小袖 一枚

右そ平土人より役土人よ。新規御取立被仰付候節。爲祝差遣也

一清酒 四升入一樽

一古手綿入一枚

右そ役土人内。乙名小使よう役替被仰付候節。爲祝差遣也

一清酒 十枚三十五升

一米 八升入一俵

一地廻煙草四把

右そ役土人退役被節差遣也

一古手 一枚

一米 八升入一俵

右そ役土人退役被節差遣也

右を前同斷退役此ものへ。年々手當差遣を
右の通候

嘉永三年戊八月

磯谷運上家

○蝦夷人介抱書上

一男女蝦夷人介抱。一日玄米七合五夕。一日賃五十文
よう四十文三十文。秋漁業仕舞の節勘定仕候。尤漁
事仕候節も。其日より寄上酒濁酒より手當仕來候
一夷人共御用の節。召使一里二十文積みて賃錢相渡。
尤會所居召使候節も。介抱七合五夕。其外別米一升
手當仕。濁酒一盃遣置候

一蝦夷人共山道召使比節。常比手當へ二割増よ仕居
候。尤夏分ハ一割増よ仕候

一夷人共飯糧乾魚類貯の義ハ。春中外割鮑第一小御
坐候。其外王餘魚。秋中より相成カヂカ千鮑。夏相働き
粟稗畑作仕冬分の貯仕候

一鰥寡孤獨極難の蝦夷人。年々冬分より相成候得バ。干
鮭并玄米見計夫々遣來候

嘉永元申年

有珠場所請員人

某

蝦夷雜書

○十勝場所雇蝦夷人介抱并撫育方書上

一極老并病人蝦夷人へ手當方ハ。一日焚飯一盃玄米
二合五夕

一出生蝦夷人男女共へハ。濁酒三升玄米一升煙草二
把

一死亡蝦夷人へハ。濁酒三升玄米一升煙草二
把白木
綿一丈

一鱸漁并鰯漁業中。但三月中旬頃より五月末頃まで
ハ。一日一人よ付米七合五夕宛。凡一人よ付五斗六
升餘

一昆布漁中。但六月上旬頃より八月末頃までハ。一日

一人よ付米七合五夕宛。凡一人よ付五斗二升餘
一鮭漁業中。但八月中旬より九月末頃までハ。一日一
人よ付米七合五夕づ。凡一人よ付三斗三升餘。尤
セカチメノコ共ハ。一日一人よ付介抱米六合宛
一諸職人手傳蝦夷人。雇年給代十五貫文外よ五貫文
手當。但一日一人よ付米七合五夕宛。介抱仕居候
一蝦夷人撫育方社義ハ。漁場居合候山濱共蝦夷人共。
會所并番屋の雇入の節。介抱米日々七合五夕宛遣
し。雇入無之蝦夷人ビ。春夏銘々青草并川々漁事
いたし居候。會所よてハ。春分釣漁の砌。鱸類或ハ雜

魚小魚等。夫々人別よ應し配分遣し。秋末十月頃より十一月初旬まで。オホツナイ番家元よて。シユシヤムと云小魚。年々縣敷川入仕候よ付。古來よう其節よ至り。番人居合不殘。其外濱方よ居合候蝦夷人ども總掛まいなし。川網并ウラユヒ云ものよて抄取。多分廣尾會所前蝦夷人。其外村々オホツナイ番家前近邊の蝦夷人ども。來春三月頃よて。十分飯料相貯へ食用仕居候。此外川上よ居残モ候蝦夷人ども。右青草ウバユリヒ云食物。并川入比小魚鮭鹿肉等よて相凌ぎ。其外米菴等の義ハ。オホツナイ番家

元より夫々手當仕。尚又極老のよせまでも介抱仕居候。尤シユシヤモヒ云小魚。并鮭等川入不足比節ハ。用意として魚油粕類。年々會所并番家々々へも相廻し手配仕置候。殊よ會所并番家より遣ひ方よ寄モ。男女給料相定。精勤比蝦夷人ども一も。秋中勘定の砌手當として。別だん酒菴木綿類差遣し。且亦長丁塲よて。御通行繼立比塲處柄。是迄精勤比ものどもへハ。清酒濁酒を以て夫々手當仕候。猶日雇たりとも同様介抱仕置候。

安政三丙辰年六月

十勝會所

○役土人給料并雇土人給料書上

一米

八升入二十五俵

右ハ役土人の内より春秋雇ニ季給料。但夏分ハ自分稼煎海鼠鮑。其外春秋手當。米八升入十俵づ

一上男

八升入米二十五俵

一中男

八升入米二十五俵

外ふ春秋手當米八升入八俵づ

一下男

八升入米二十俵

同中同斷八升入二俵づ

右の通男平土人春秋ニ季給料

一上女

八升入米十三俵

同斷八升入米三俵づ

一下女

八升入米八俵

同斷八升入米二俵づ

右モ女土人春秋ニ季給料

一米

八升入八俵より七俵迄

右ハ男子供土人春秋手當。女子供土人一ハ七俵より六俵迄。手當仕候

蝦夷雜書

○十勝場所雇蝦夷人給代書上

一男上蝦夷人 夏昆布漁中 同 五 貫 文
秋味漁業中 同 二貫五百文

春漁業中 同 三貫八百文

一同中蝦夷人 夏昆布漁中 同 四 貫 文
秋味漁業中 同 二貫五百文

秋味漁業中 同 二 貫 文

春漁業中 紿代 三 貫 文

一女蝦夷人并セカチ 夏昆布漁中 同 三貫五百文
秋鮭漁業中 同 一貫五百文

外より御用状持。并御役人様方御通行御繼立の節
を別段清酒濁酒等。手當仕居候

右の通候

安政三丙辰五月書上

十勝

會

所

蝦夷雜書

給與

十四

○新冠御場所川渡守給代書上

覺

年中給代

新冠

一十 貫 文

川渡守夷人一人

全上

厚別

一十 貫 文

川渡守夷人一人

但内

五貫文當所より
沙流

右の通候

卯四月

新冠

會

蝦夷雜書

琳和館業中同

所

○リクンカモイ取獲る者手當の事
生きながら持越候ものへ

一清酒二斗入

一樽

一造米

五俵

里數隔たる場所にて香囊并皮のみ持越
候ものへ

一清酒二斗入

一樽

一造米

三俵

右の品此度取獲候ものへ被下候積り

酉二月

北蝦夷地御用留

西二〇調役見廻の節蝦夷人へ被下物の事

一清酒五合

總乙名

一蓑二把づ

總乙名

一間切一挺

但脇乙名へそ間切除之

一清酒五合

總小使

一蓑一把づ

一間切一挺

總小使

一清酒五合

土ちみやこ甚強勢の事

一清酒五合

土ちみやこ甚強勢の事

一蓑一把づ

小使平土人使

一清酒五合

王產取へ

一間切一挺

王產取へ

一濁酒五合づ

平土人へ

右の通

酉二月

同上

○有珠山噴火ふ付退去土人へ手當の事

嘉永六丑年三月十五日。有珠山噴火ふ付有珠住居夷

人ヒトども。同場所の内エマシマレフ邊。蛇田住居蝦夷人。
人ヒトニ義マニベ。ベンベより禮文華邊へ。退去爲レ致置候。右付
手當ヒツドウとして。米酒煙草等。年々春秋兩度よ遣置候。政安

蝦夷處置
取調書

○老夷手當の事

ハツコトマリ村平土人

ヤエツエマレハ家内女

シカ卫タンケ

己七十五歳

エノシユマナエ村平土人

ア、コレ家内女

ハツコトマリ村平土人

己七十九歳

オヨクシ村平土人

エヨンコトエ家内女

サシユランマ

己七十五歳

ナガコロコタン村平土人

エヌト家内セエコーマ

己七十二歳

其方共義老年より付爲御手當造米五俵づ
被下之

西二月

北蝦夷地御用留

○取締方行届く蝦夷人へ被下物の事

申渡

ナヨロ村總乙名

シトリレラン

同村土産取

サネカリ

同村平土入

シトマカナアエノ

正月十六日

同村同

古奉旨承れど斯時出難也廿由サケフンテ

クシユンナイ土産取

カナシユワンテ

同村平土入

カシトル

クシユンナイ村平土入

カマニソヤ

東シラ、ヲロ村名主

平兵衛

西シラ、ヲロ村平土人

サヲンキアエノ

同村平土人

アベフニアエノ

其方共義心得違比義有之。去寅年爲償品々爲差出候處。其後慎方宜敷。此度露夷渡來付て。土人ども取締奉行届御用向等。精勤罷在候趣相聞ゆる付。格別の譯を以償せ品々不殘御返し被下

右奉行衆より被仰出候付申渡す

己九月十九日

甘木鼎其參共姓不列間其吉

佐藤桃太郎

織部正

山本源一郎

磯村勝兵衛

兼而御下知相濟候他外の土人へ衣服被下方比義勘辨仕候處。奥地在留露夷専ら土人へ恩恵茂施し筒袖の衣服股引等相與。追々風化いたし候趣も相聞候よ付。當方よて手早々衣服相與。改容爲致度奉存候處。西浦スメレンクル比義也。最早彼方よて手を懸け候趣よ付。又候當方よて手残下し候也。如何可有之哉。依

てモボロコタンへ移住比分のみ相與。東浦の儀々彼等いまざ手を下し不申候趣より付。機會を不失様シリマヲカ土人より先よ諸雜比土人迄。早々相與申度。然處右品未ぞ相廻り不申候より付。於場所操合致出來候丈モ御買上取計。明春迄比内精々差操を以て男女出入の分モ差遣し候様仕度。依之申渡案相添此段相伺申候。

申渡案

御料より相成其方共モ厚く御撫育被成下候御主意より付。衣服其外共被下候間其旨難有相心得申せばし。猶

此上差支候品モ追々御撫育被成下候より付。同類睦じく家業精勤取締方等厚心掛候様いたまべし
右の通奉行衆より被仰出候より付申渡セ

巳七月十九日

織部正

佐藤桃太郎
磯村勝兵衛

是迄撫育致來候場所内先役土人總体一賜差一本づ
被下置候旨先達て御直比御沙汰有之候右品此節

給與

二十

到着ふ付。早々被下方取計候様可仕。依之申渡案添相伺申候。

巳七月

申渡

一脇差 一本づ

役土人總體へ

右其方共儀御料相成候以來。御主意比趣厚相辨。御用向格別出精。總體土人共取締も宜敷趣相聞ゆるふ付。爲御廢美被下之

右の通奉行衆より被仰出候ふ付申渡せ同上

○撫育方法の事

一體蝦夷人も愚直よて。小兒同様の心底ふ候得バ。縱令菓子茂與へ候ものよなづき候得共。亦外よう一等宜敷菓子を阿マヘ候得バ。まゝ夫よなづき申如き情合ふ候。此度格別比御世話有之。夷人ども一統難有奉存伏從仕候事共も。追々申上候通り相違も無之候間。連年御世話相届キ。相應シ義理を辨じ候様ふ相成候。前書小兒同様比情合も。取締附可申義ふ奉存候。左候得バ異國より何程撫育候ヒモ。可相靡様も無御坐候。此義御要害比至極ヒ奉存候。依之内外穩ふ御要害相調。後年ふ至り彌御取締附候様。乍不及勘辨仕候

趣申上候休明光記附錄

○錢通用の事

御用地以來錢通用シテ相成。追々夷人共遣シテ覺候シテ付。去年シテ至り候シテ也。魚漁稼料并前貸等の節シテ皆錢シテ相渡シテ候處。至極便利比趣シテ有之。是迄も酒煙草比外。皆々品物シテ相渡候間。多分一時シテ用ひ盡シテ候處。錢シテ相成候シテ付。酒其外調シテ候シテよも程能く相用ひ。其貯置づき古手衣類。其外勝手シテ相成品を相調候シテ付。其日暮シテ比風俗相止め。自然シテよ身持風シテ相成申候。且日々介抱の義シテ。魚漁多比節シテ。食料差支無御坐候間。

錢シテ受取度旨。夷人シテ一同願の通取計候處。右請取候錢シテ。品物相調候シテ付。自から是までと違ひ便利の上。一體潤澤シテ相成。何となく格別シテよ人氣引立。働き方シテ身シテ染甚出精仕候。其上前書貸付等比義シテ。前よハ品物貸シテ御坐候間。彼是紛敷相成候シテ。殊シテ寄疑惑シテ有之趣シテ御坐候處。錢通用シテ相成何貫何百文シテ括り仕候得バ。魚漁相濟稼料等差遣シテ。諸勘定差引仕候節シテ。品物貸と違シテ。少しも紛敷無御坐候間。夷人シテ一同決して無疑心。安堵仕趣シテ御坐候女夷シテ分も稼料手當等を男夷シテようも。少々シテ御坐候

間。古手綿入等を調兼。アツシ并アザラシ犬等比皮類の又着し。子供の分も多分裸より罷在候間。稼料錢介抱等も心附遣し候上。女古手子供古手等御仕入相廻し。子供比分も不洩様爲着。女比分も追々着用爲致候様。乙名共一申渡候處。一同難有旨申聞當時より。女夷比分多分古手着用いたし居。子供の分裸比ものも無御坐候。他方蝦夷人より裸比子供も未だ相見え候へ共。國後嶋よてモ。本文比通一人も無御坐候。其上孝心もの奇特者。魚漁其外勵方等出精比もの。并極老比者難病のも比杯へる。夫々相應比手當いゝし遣し候

よ付甚ぞ難有罷在候体より。今度私義廻嶋中も度々乙名共を以て御禮申上度旨申聞候。休明光記附錄

○家屋

○居家經營總說等比事

凡夷人の境より郷里村邑の界といふ事も非也。ある故より住居をなす處といへども。人々自己比地と定めたる事なし。いづきの地より心よりまわせて住居をかまへ。亦外より轉じ移る事も。たゞひくいづきの地よりなうとも。住居找かふるなり。たゞ家を造るより至ても。おとよ法行る事多し。まづ家を造らんとそれば。其

所の地は善惡を考ふるをもて。造營は第一とし。地の
善惡といへる。獵業あらびよ水草等のたよりよだ
地を。あらぶなどいふ事よハアラバ。其地よて古より。
人の變死などよてもありしり。あるひも人の屍など
埋みし事よてもなき。其外もべて凶怪は事等なり
て。清淨ならざる事よても。なうりしよやといふ事を。
よくくたゞし極め。いよく何せさともアモなき時も。
其外をよろづの事。不便なる地よてもえらぶよ及ば
ば。其所を住居つくるべき場所ヒ定め。夫より山中よ
入て材木を伐出し。次第よ造營する事なり。

山中よ入材木を伐出を事も。山神を祭るようじ
め。くもしくハ工業の部。造船の所よ見えたり
家を外よかへ移を事也。其家の主人死いる。あるを
主人よいらざれども。變死する者いら。そヒ外もべ
て其家せうち。又そ其家のかゝそらよて。凶怪は事等
らる時も。其まゝ家を焚焼して。外せ地の潔き所よ移
して住居を。まゝ凶怪の事らるよそらで。たゞ年久
しく住居る故。破壊せるよ至りて。其所よて造りか
ふといふ事ハアラバ。多くも外せ地よ改め建るなり。
但凶怪の事よいらばして。造マカふる時も。ことふ

よう。其多く舊居せらとよ建る事もあらう。亦その破壊したる家也。古き材木をも取用ひて。本邦よいそい修復などいふごとくなる事も有。家を焚焼せるそ。意味ある事のよし

居家せ製其形せかそりくる事。東地よしてハ南方尻岸内せ邊よう。極北國後嶋よ至るまでせ間凡三種也。其うち主にこしづゝ也。大小廣狹のたゞひられどす。先モ右三種せ形をなきざるなり。三種のかくちの事も。次々よ委しく録せり。

但居家せ形も。三種の外よ出べといへども。其製作

の始末も。所よよりてたあじからぬ事もあらるなり。此書よ録するところハ。尻岸内の邊よう白老邊までせ製作の始末なり。白老邊よう國後嶋よ至るまでせ製作も。まさゆこしくたゞひふるせちろなりといへビも。そハ略して録せり。

たゞ屋を葺フカよいぐりても。茅を用る有草を用る有。阿るも竹せ葉を用ひ。木の皮を用る等せたゞひ有て。其製作一ならず。いづきも次々よ録せるを見て知べし。

蝦夷國志

蝦夷地都て一村といふべき家宅をあらうといへども。

一生涯住所とも定め。稼ぎよ出る時も。家族器財を携へ其住所を離さ。已ぐ家宅をハ丸明けよして。出了其先々よ獵産のいろん處を見立て。假よ小屋を掛け住居を定るなり。是が蝦夷地の風俗なり。獵産そ春夏秋冬共よ。獵せらる濱と獵のなき濱との差別いろつて。定ざる故よ。獵多き方へ移みて。所々ふ假住居して年月を送う。生涯住居を定めざるなり。蝦夷草紙房屋低小。無樓閣門臺。覆不見瓦。皆以竹葉蓋造屋之法。先作屋以四柱支起四壁。亦以竹葉爲障。但東部大抵用茅蓋之。席地居處。倉廩設架貯物其上。以茅覆。四柱近處

貫團板以防鼠耗。蝦夷風土記

釧路字キリキシナイ邊の。仮屋は作マ様他所よ異なり。棟作マよして屋根を板皮ハタケもて葺。土人等其皮伐剥こと速なるあり。先大木は根よう五六尺上の所マくる。且と鉈目ハサミを入。下より籠カゴもて剥ハスルよ能く放る物なり。是残マて蔽ひ。また敷物マツシも云々。久摺日誌

天鹽字ナイト邊は家の建方ハタチ。石狩邊の家とハ異よし。内一煙を籠らせる様マツシ。是蚊虻ムシを避る爲なるよし。天鹽日誌

○材木伐出の事

家を造るべき地を考へさだめたるうへ。山中より入て材木を伐出し。梁柱等の木材を初め。用るところよりくがひて。長短をそりうき。揃る事なり。是をチセチクニパツカリといふ。チセも家をいひチクニも木をいひパツカリも度る事よて。家は木をそらるといふ事なり。其そらるといへるも。夷人の境をべて寸法なければ。たゞ手と指とよて長短をそらる。手をもてそらる。岱テムといひ。中指よてそらる。モウマケといひ。食指よてはうる。モウサといふなり。此語の解いまざいづきを詳うならば。是をたゞ木をは

のる事のみ。限るふらう。いづきせ物よて。も長短をはうる。よハ。たなじく手と指と岱用ひてそらる事なり。

トニドベレハ。ちいへる。トニドも柱をいひ。ベンハも割事をいひて。柱を割といふ事なり。是も伐出せし木は長短をそらりてよう。よくくきうそらへ。細きハ其あくもちひ。太きハふくらりよまとて柱となひ事なり。ちべて夷人の境器具せぼしくて。鋸やうの。も。け。も。な。け。き。バ。か。る。事岱なまきよ。も。斧をもて切。そ。り。其うへを削。ま。あ。ろ。き。な。り。柱のみ。な。う。を板を製。せ。とい

へども。ほゞおれじく斧みてきうまる事故。其困難ふしてちうらを勞する事。いふはううなし。

トンドと云るハ柱のあとなり。これより上下二種比品あり。一モ岐頭比木にして。桁せくみよそのまゝ。岐頭せところを用ふ。あれをイクシヘトンドと稱レ。イクシヘモ岐頭の木をいひ。トンドも柱をいひて。岐頭比木の柱といふ事なり。是を下品の柱とす。一モ常の柱として。桁せくみを筈せごとくなして用ふ。是をハロウシトンドと稱す。ハロモ口をいひウシモ在る哉いひて。口せらる柱といふ事なり。是を上品柱と

い。まづて夷人の境居家比製也。其形大小廣狹のたゞひひりて。一ならびといへども。柱の製をこの二種ふ限る事なり。

サスといへるも本邦比言葉として。茅葺比屋をつくるとき。左右より木を合せたるものをつふなり。是戎夷人の語。何といふべきや糺せべし。本邦ふ用るとあろとも少しくたらひひり。此外屋ふ用ふる諸木比うち。棟木もつくさるさま。つねに柱とたゞふ事ららば。あれを夷語ふキタイヲマニといふ。キタイも上哉いひ。ヲマも入る事哉いひ。ニモ木をいひて。上ふ入る

木といふ事なり。梁も桁シヨウジもあれじきまよつくるまでも
ちふ。こきを夷語ヨイテメニといふ。そは義解ヨイシキがくし。
まゝ本邦ハタケ茅屋ススキよ。ならぞ竹を用るごとくよつうふ
もせをリカニといふ。是も細き木ハチ枝ハラシをきりて。ゆう
みくるひ等ハナシる所も。削ハサフまなほして用ふなり。此三種
此ハシマの大小ハシマヒコせたらひ有ハシマヒツクのヌ。よて。何ハシマも常ハシマ柱ハシマシラと異
なる事ハシマなし。蝦夷國志

○繩の事

ハルケハルケも繩ハシマをいふなり。此語の解ハシマシキいまだ詳ハシマシニシならば。夷
人ハシマヒトせ繩ハシマとして用ふるもの三種ハシマヒコあり。其一つも菅ハシマスよ似

たる草ハシマを。かゝてとくと日ハシマよほし。そきハシマ繩ハシマみなひて
用ふ。古ハシマの草ハシマを松前ハシマ方言ハシマよ。ヤラメといふものなり。
二つとも藤蔓ハシマを用ふ。三つとも野葡萄ハシマ皮ハシマをもぎて
その儘用ふ。藤蔓ハシマを夷語ヨイテ何ハシマいふ。うらば。野葡萄ハシマ
皮ハシマを。シトカフハシマといへり。シトを葡萄ハシマ戎ハシマ。カフを
皮ハシマをいふ。此三種ハシマヒコうち草ハシマ戎ハシマひこ。繩ハシマと藤蔓
せ二つも。材木ハシマを結ハシマ合ハシマせ屋ハシマ組立ハシマをなす等ハシマせ事ハシマ
用ひ。野葡萄ハシマ皮ハシマを屋ハシマを葺ハシマふ用ふなり。まれふも前ハシマ
二種ハシマヒコを用ひて屋ハシマを葺ハシマ事ハシマに。腐ハシマる事ハシマをみやうのよ
して便ハシマならば。たゞ野葡萄ハシマ皮ハシマのみハ。あとふ堅固ハシマふ

して。數年経といへども。朽腐する事なき故ふ。多く
も是れ。もちある事なり。三種は繩用ひさまは差別。
かくのおとし。

屋を葺は草。べて五種なり。一ふそ茅を用ひ。二ふそ
蘆をあちひ。三ふそ籐は葉をあちひ。四ふそ木は皮を
用ひ。五ふそ草をあちふ。此五種はうち各おれじから
ざる事也。次々ふ委しくある也。同上

○建築の事

前ふ云るもせみな備うてよう。家を建るよかるあ
ま。おりをじめ小屋は組立をなけ。おれをシリカタカ
ルと稱す。シリを下せ事哉いひ。カタを方といそんぐ
如し。カルを造る事哉いひて。下せ方みて造るといふ
事なり。おきる夷人の境。萬せ器具そなぞらばして。梯
等の製も。たゞ獨木は足踏のとお詫を。施したるのみ
なれば。高きところよ登る事便ならむ。まして本邦は
俗よ。足代などいふもの、びとくつくるべきやうも
らうぞ。あくるゆゑよ柱等さだふ立るとたる。屋をつ
くるべきたようぬしきよようて。まげ地の上ふて屋
せ組立をなし。それよう柱せよ荷ひらぐる事れり。
こま屋せ下せ方みてつくせる哉もて。シリカタカル

ともいふなり。右屋は組立とものひ。荷ひあぐるをかうよなし置て。その大小廣狹よあらざひて。柱を立る事なり。

屋は組立ともひてよう。それを地上よ置て。そは形せ大小廣狹よあらざひ。柱を並べ建るなり。是をトンドアシといふ。トンドも柱をいひ。アシを立る事をいひて。柱を建るといふ事なり。そは柱を建るよ。根の方を少しく外せ方よ斜よ出して。屋を荷ひ上るせとき。頭のところのよく桁と合ん事をそりうて建るなり。柱を立る事終うてよう。屋を荷ひ上る事なり。

リキタブニヒ稱する事も。リキタモ天上といそんぢふとし。ズニももちろぐる事をいひて。天上よもちろぐるといふ事なり。是を前よいふびごとく。柱を立ならぶる事終てより。數十セ夷人をやさひらつめて。組立くる屋を柱の上よ荷ひのぐるなり。屋を荷ひのぐる事終ば。それよう柱せ根をそじめ。そげてゆるぎうぶき等なきやうよ。よくくかくむる事なし。同上

○屋根を葺事

家は組立ともせひてよう。屋をふくをキタイマコツフヒ云。キタイモ屋戎いひ。マコツフモ葺事をいひて。

屋をふくといふ事なり。屋をふうんとまれば。蘆簾等
るを網せ破き損じたるなど。屋を組立てる木せ上
よ敷て。そせ上よ前よ録したる。葺草せ中いづきれり
と。ものつくりさねてふくなら。木の蘆簾等の網等
せものを下よ敷事も。組立たる木せ間よう。茅せ木にば
き落るをふせぐためれり。家よよりて右せものを
もちひす。木せ上をまぐよ茅よてふく事もあまどす。

多くも右のあせを下よ敷事ある。あくよいふ蘆簾を。夷人の製するところのあせな
ア。網せいへるも同じく。夷人せ製するとかほの守

のよて。木せ皮よてねひたる繩よて。つくすたるも
せなし。

まべて夷人の境。障壁等せ物なけきバ。屋のみよかぎ
らば。家せ四方とい一ども。わあじく其屋をふくとこ
ろせ。茅残もて圍ふ事なり。其かこひをねきよ。二種せ
ひとなる。尻岸内せ邊よう廣尾の邊までせかお
ひハ。本邦せ藩籬などのごとくよ。結びまたして家せ
四方や圍ふなり。廣尾の邊よう國後嶋までせかこひ
も。屋を葺てよう其儘家せ四方よ。ふきおろして圍ふ
なう。其茅をふく次第も。家せ組立とくのひてよう。先

初めよ四方せ圍ひをなし。夫より屋哉ふく事なり。右せ如く屋を葺事終うて。其家せ右せ方ふ小きさけ屋を作る。是をチセセムといふ。チセモ家をいひセムそさけ屋といふ事なり。

さけ屋といふを。此べて本邦せ俗語よ。本屋せつべきよ小た家を作り足生事を。さけ屋といふなり。チセセムを造るべき爲よ。其家を組立るをはじめよ。右の方よまれ。左のうこよまれ。かねて口を阿け置るなり。是よて先居家經營せ事を終焉。是より次々も全備までのさはを記せるなり。

尻岸内邊より。白老せ邊小至る迄せ居家の屋を。茅を布て葺。是をキキタイチセと稱す。キモ茅をいひ。キタイモ屋をいひ。チセモ家をいひて。茅せ屋の家といふ事なり。前よあるせし如く。屋を葺ふをさまくせものれども。此邊せ居家を。専ら茅ヒ草ヒの二種を限うて用ふなり。

白老せ邊より。廣尾の邊よ至る迄せ居家せ屋を。蘆を布て葺。これをシヤリキ・タイチセと稱す。シヤリキモ蘆をいひ。キタイモ屋をいひ。チセモ家をいひて。蘆の屋せ家といふ事なり。此邊よてむ下品せ家の屋を。

まれよハ茅と草とをもちひ。葺事あるなり。
此二種也。四方比園ひを。藩籬の如くよ製せなむ。
廣尾の邊よう。國後邊よ至るまで比居家の屋也。木比
皮をもて葺。是をヤアラキタイチセと稱す。ヤアラも
木の皮をいひ。キタイチセも前と同じ事よ。木比皮
の屋の家といふ事なり。たゞし此木比皮よてふきた
る屋也。日數六七十日をもふれば。木比皮乾てうるを
ひの去よゑさざひ。裂破るゝ事あり。其時もそぞ上よ。
草茅等をもて重ね葺事なり。かくの如くない時也。此
製至て堅固ふりとせ。然れども力を勞する事二とに

深き故。先も唯草と茅とのみを用ひふく事多し。
廣尾れ邊より。國後嶋よ至る迄也屋を。竹の葉よて葺。
是をトツプラツフキタイチセヒ稱す。トツフも竹を
いひ。ラツフも葉をいひ。キタイチセも前と同じ事よ
て。竹の葉の屋せ家といふ事なり。おき又木比皮ヒ同
じ事よて。葺てよう日數をふきバ。竹の葉ス。あ枯き
ボス。テ雨露を漏せ故。やがて其上茂草ヒ茅よてふく
なり。此製まと至て堅固なりといへビモ。力を勞する
事多きよよりて。造まるも比稀なま。同上

○徒居の事

右より録せる數種の家。いづきよても經營の事。全く終
までよう。移住せんとするよハ。まい爐を開きて火神
を祭る。また屋上よりイナヲ立て日神を祭る。それ
より本邦よいふ。ヨリましなどの如き事を行ふよし
なり。あれども大遠らば事。いまご詳のならざる事
多き故。巨細よ録しがたし。同上

○物置并鼠を防ぐ事

フモ夷人せ物を入れ置とて返よして。本邦よいも
藏の如きものなり。フといへるもと器比事よもい
へま。たとへば矢が入る筒をアイイヨツフといふが

バヒシ。アイも矢をいひ。イヨツも入るといひ。フモ器
をいひて。矢を入れる器といふ事なり。又物といふ事よ
もきこゆ。アイイヨツフといふを。矢を入れる物とも解
きべし。然きども物といふ語も。別よべといふ言ひる
時も。いづき器と解せるを得たりとい。然きバ何のフ
某セフといふ時も。器比事よなり。只。ヒ許モいふ時
を。藏比事。ふれるなり。是を藏といへる。ヒと物を入
置所ゆゑ。同じく器は類といふ意よて。かくいふある
べし。ちべて此等比事夷人せ境。言語の數をくれくし
て。ものぞうねていふゆゑなり。

其フを造まる事も常ニ居家とおそれる事アラビ。唯
床セバいのよも高くはくるなり。是を居家山野セモ
のちなく。鼠多くして物を害する故。是を防ん爲よか
くハなれ事なり。鼠を防ぐ事もつきふいふ。

エリモシヨアルキイタヒイふ阿リ。エリモも鼠をい
ひ。シヨアルキも來らばといもんが如し。イタモ板セ
事みて。鼠セ來らざる板といふ事れり。是も前モいへ
るがとく。藏セ床を高くれして。鼠をふせぐといへビ
モ。な不柱を傳ひ阿ガラん事をそろひて。床柱セ上モ
板を横よして置。のぶる事のならざるやうみなきな

う。止べて夷人セ境鼠多くして。物をそこなふ故。さま
くよ心を用ひてふせぐ類なり。アツクウなどいへる
物を製して。鼠を捕る事モアリ。もれどもいまゞ猫
を飼ふ事流布せざるゆゑ。心を勞まるのみよして。も
の残そこなる。事多しあるべし。蝦夷國志

○ 寝所の事

寝所を家内左セ傍モ。一疊敷許マニ尺程セ高さモ棚
を設けて。四方モアヤキナを圍ム。此内モ卧モ。病者等
アラバ。爐邊モ寝所を設け。枕の傍モイナヲを二本立
て卧さしめ。一統看病モヒ。蝦夷雜書

○產屋入口の事

婦人臨産の節ハ。平常通行入口よりも女許モ出入し。男子モ別モ入口を設け出入シヒト云。蝦夷雜書

○擇捉家屋の事

予彼の辰五郎なるものモ咄しをきく。當地夷人の村落東北の方二十ヶ村程モ有之由。當時公儀より場所々々會所モ建番人も居けシバ。餘程村數もませりといふ。西南四方モ未開村落モ多しといふ。村落の内紗那モ少々開たる處故モ。公儀衆此土地モ詰合て。四方の場所を支配して諸色を運送シるゆゑモ。當時モ

夷人稍集りて。夷家廿八九十也有之ヒ云う。藁取モ夷家四十許有之。但夷人モ遠近を不限。漁也有之。土地モ家を作り。其土地漁なけシバ。又別所モ移轉せるゆゑ。定めたる住居なし。紗那許モ公儀衆附添て教諭せしゆゑ。本邦の如く軒を並て。御陣屋の後モ家屋作成シ。其外もいまざ勝手の住居なりといふ。夷小屋モ作リ。釘といふ木のモ用ひ。只堀立モして。オヒヤウマタホモつて。拵屋根並四方共モ茅モて塞き。筵疊の舗物なけシバ。海モ生る菅也テナ。草モ取て染。花席など比様モ織敷物とし。名付てシタラ

へといふ。擇捉も黒く染る事もなく。白地より織て此敷ものをキナヒいふ。熱多羅拂談

○唐太家屋比事

一此鳴南方五六十里比地も。居家比造法總て蝦夷嶋ふ異なるふとなし。奥地より至りてハ夷俗スメレンクル比居家よ類する者何モといへども。十ふして一二らるのス。

一此鳴の夷も冬月より至て穴居するも比らり。然りといへども。其地の寒暖よりて是をなすもとよして。嶋夷總て是をなす非ば。其穴居するものも實ふ

寒威堪がさく。已ごとを得ずしてあれ残なきあり。十月の頃既に積雪比時より至りて。是を造ア其内に入ア。春二三月の頃積雪いまだ解ざる前より。穴を出て平生比家より居サ。如斯せざる時を身疾病をうくといふ。

一穴居を製する比法。先山より添ひて地を撰み。土を堀おと凡三四尺許。其内より柱を立屋を覆ふよ木の皮を以て。其上より重ぬるよ草木や葉枝を以て。戸口の上より庇を設け。内より入る處より階子をかけ。其側龕残作り。龕中より穴を穿て。家外下より堀すぬき。炊煙

の屋中ふ鎖を戒忌みて。此穴より家外ふ出し去しむ。

一穴内柱の外三方よ簾スダをしき。其上よ筵を敷て。起卧する處となし。家中央も土間にして。席筵比類セイシヤヒルをあらざ。是外より来るものケリを脱せばして。此土間ふ入す。柱外比筵よ腰を掛け。談話するふ便ふい。

一嚴冬積雪の頃寒威甚しき時。此土間ふ火盆置き。團居することなりといへども。大抵穴中暖ふして。爐火比類を設るふ及ぞ。只ウニジヲマツフと名

付たる石器を置いて。火を貯へ煙草の火となす。
一日用比雜器。或々飲食比物を貯るふ。穴外比廡下ふ閣を設て其處となし。其他寶貨比諸器物貯糧比類も悉く倉中ふ藏也。北蝦夷圖說

唐太字オチヨボよア。夷人の宅ふ休泊せしよ。何遣寺大抵同様よて。屋根も蝦夷松比皮ふて葺き。四壁ハ木皮或々板。或ハ草茅等ふて包み廻し。家比出口一處のみ。其比は戸口。或々窓等なし。宅内ハ土間ふして板などを敷き。毎家必爐あり。大家ハニニ爐。爐上ふて屋根を纏ふ穿い。江戸の人家ふ引窓の向るう如し。

此より焼火の煙を出し。且明々を取る。入口ハ晝とい
一ども戸を鎖す。故ふ室内ハ薄暗き方なり。又室内土
間也三方

但四方也内よりて入口の一方を除くなり
壁より傍て。幅三四尺許の床を作りけるなり。我徒也休
泊する時も。土間及び此床上よりキナム筵席を敷き。

ベツチャムシと云草を織て作るし物の由。草を稱
してキナム云由ゆゑ。和人これを稱してキナムシ
ロヒ云。本邦の蒲筵ふ似たる物なり。
且四壁也見苦しきを掩ふ爲めより。此キナム席を打廻

せ。我徒投宿するより暖を取す。煙を吹く爲めよりハ爐
を圍へビ也。土間の濕氣を避ん爲。且夷家何事とも掃
除たらば。蚤多きより堪へず。寝下就く時も必床上より
於て起るなり。

唐太ホロコタン邊。家屋也製也。蝦夷或ニオロツコ也
製也。遙りより別にして堅牢也物と思せる。其仕方も根
木經より五六寸許也二つ割。又も四角なるを長さ三
間。巾二間半程の大さより井桁より組み。四方高さ四尺餘
にして。棟也高さ九尺許より建て。丸木也其上より並べて
垂木となし。其上より板也皮を覆ひ。其上又太き丸太を

左右よりよせのけて置なり。家根は中央より引窓を明け。入る口を一方ふて。幅二尺堅三尺許の潛窓の如きもせを明け。出入り便す。室内土間よりて三方折曲げ壁ふ付て。高さ五六寸幅三尺許の床をかき。寐卧の處となむ。土間は中央より幅四尺丈ヶ一間許高さ四五寸。又ハ一尺位より角木。或も板を以て枠^ワを拵へ爐とねむ。又本家比餘^{アモ}を一間う。九尺程入口比處より出し。兩側を板^ス以て圍ひ。そこより棚をかき。食物杯上げ置き。中^ス通行するなり。倉庫を角木を井桁より組み。家根を角木を並べおき。床下を四本柱高さ三四尺なり。飯料等

を入れ置くなり。冬分る穴居をよる事。蝦夷より異ならず。此川上一里餘の奥より土室ある。雪^ハ時節より此處曳引き拂ひ。皆右より土室より移り住むといふ。土室比製如何なるや目撃せぬ。料るより蝦夷同様ならん。觀國錄唐太夷家も冬より土中より家を拵へ。地面三尺許り堀其上より家根を拵へ。その上より土を置き寒氣^ス防ぐよし。中より煙出し穴を窓比外一向拵置といふ。太郎吉五六日也。其家より居るより逆上せしと云。尤も煙出しの穴さへあればよろしがいふ。其穴居を名付て唐太^{アモ}とトエチセといふ。休明光記附録

○オロツコ家屋の事

オロツコ家屋は製作也。丸太二本を柱と立て棟木を
もつし。それより丸木を四方より丸く立掛け。上より檣皮
を覆ひて丸小屋となす。中より四本柱を中心より立棚を
拵へ。其下を爐となして火を焚く。幅一尺五六寸長九
尺許あり。土間を三間よりして草を敷て其上より起卧也。
戸口も前後より幅二尺丈ヶ四尺許より明けたす。何より
も同様の製なり。觀國錄より跡す卦よりの土室也。土室より
地出一里余り奥より土室もす。昔以御前もいぬる
蝦夷風俗彙纂後編卷二終

